

学校いじめ防止基本方針

R7.4.1 改訂

岩手県立一関清明支援学校

第1章 いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで退治することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童生徒にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

本校は、学校教育目標に掲げる「ほかの人を思いやるやさしい気持をもつ人」を育てることにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法第2条】

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童生徒、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

第2章 本校におけるいじめの未然防止のための取り組み

1 教職員による指導について

- (1) 学級や学年、学校が児童生徒の心の居場所となるように配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、児童生徒が互いの障がいや特性を認め合うような雰囲気づくりに取り組む。
- (2) 自己存在感や自尊感情を育むため、児童生徒一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) 全ての教師がわかりやすい授業を心がけ、児童生徒に合わせた基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (4) 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発やその必要な処置として、学部集会や学年集会、学級活動の充実に努めるとともに全校朝会等でいじめ防止に関する講話を実施する。
- (6) 保護者及び関係機関との連携を図りつつ、いじめ防止に取り組む児童生徒会活動に対する支援を行う。

2 児童生徒に培う力とその取り組み

- (1) 自他共にかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や児童生徒会活動の場を活用し、児童生徒自身がいじめの問題解決に向けてどう関わってよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 互いの障がいや特性を認め合い、違いや多様性を超えた望ましい人間関係を築ける力を育む。
- (4) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等をとおして、子ども一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

3 いじめの防止等の対策のための組織

本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。【いじめ防止対策推進法第22条】

(1) 構成員

校長、副校長、事務長、各学部長、分教室主任、生徒指導部長、保健部長、養護教諭、スクールカウンセラー、※PTA副会長（1名）、※学校医（精神科）、※スクールソーシャルワーカー、校長が指名する職員をもって構成する。（※は必要に応じて招集する。）

(2) 取り組み内容

- ① いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成（道徳教育の全体計画への位置づけ）
- ② いじめにかかわる研修会等の企画立案

- ③ 未然防止、早期発見の取り組み
- ④ アンケート及び教育相談の実施と結果報告
- ⑤ いじめ防止にかかわる児童生徒の主体的な活動の推進

(3) 開催時期

年2回を定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束までは随時開催とする。

4 児童生徒の主体的取り組み

- (1) 児童生徒会による「いじめ撲滅宣言」や「STOPいじめ作戦」等の取り組み
- (2) いじめ防止標語・ポスターの作成やいじめ目安箱の設置
- (3) 好ましい人間関係づくりをねらいとした児童生徒会行事や取り組み

5 家庭との連携

- (1) いじめ防止等の取り組みについて通信や連絡帳等を通じて保護者に協力を呼びかける。
- (2) P T Aの各種会議や総会においていじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (3) 学校いじめ防止基本方針を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。また、HPや会報に掲載するなど広報活動に努める。

6 教職員研修

- (1) いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。
- (2) いじめの問題にかかわる校内研修会を年に複数回実施する。

第3章 いじめの早期発見のための取り組み

1 いじめの早期発見のための教職員の役割

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童生徒が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、児童生徒の表情や行動の変化にも配慮する。(学級担任は、日記や連絡帳等も活用する)
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、昼食後の休み時間、着替えや教室移動時間、放課後においても児童生徒の様子に目を配るように努める。
- (4) 遊びやふざけあうように見えるいじめ、些細ないざこざなど把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換しながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が速やかに予防的介入を行う。

2 いじめのアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するために、児童生徒や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- (1) 児童生徒を対象としたアンケート調査 年2回
- (2) 保護者を対象としたアンケート調査 年2回

- (3) いじめが疑われる際の教育相談及び聴き取り調査 随時

3 相談窓口の紹介

いじめられている児童生徒が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ちあけることで、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を取り、教職員の共通理解に努める。

本校におけるいじめの相談窓口を下記のとおりとする。

- 日常のいじめ相談（児童生徒及び保護者）・・・全教職員が対応
- 地域からのいじめ相談窓口・・・・・・・副校長
- スクールカウンセラーの活用・・・・・・・相談支援部
- スクールソーシャルワーカーの活用・・・・・・・相談支援部
- インターネットによるいじめ相談・・・・・・・学校または所轄警察署
- ※関係機関の設置の相談窓口・・・・・・・P7 参照

第4章 いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする（いじめの情報を共有しないことは法第 23 条第 1 項の規定に違反し得る）。
- (2) いじめられている児童生徒及びいじめを知らせた児童生徒の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の児童生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは事実関係を明らかにし、いじめが確認された場合は、早期（一次）緊急対応として、学部対応チーム（担当学部副校長、生徒指導主事、学部長、正副担任、学年長等）を中心に初期対応し、共通理解の基、学部内の教員が役割分担をして問題の解決にあたる。
- (2) いじめの事案については、生徒指導の範疇で対応する事案か、委員会を開催する事案、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (3) いじめられている児童生徒や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に

行い、事実確認をする。

- (4) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (5) いじめを受けた児童生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。また、いじめられた児童生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められたときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (6) いじめを受けた児童生徒の心を癒すために、また、いじめを行った児童生徒が適切な指導を受け、学校生活に適應していくために、教職員全体で連携を図りながら、指導を行う。
- (7) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に、児童生徒に懲戒を加える。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級集団で話し合いを行うなど、いじめは絶対に許されない行為であり、学級集団から根絶しようという態度を育成する。
- (3) 全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるように集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、岩手県教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、岩手県教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境については、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。
- (4) ネット利用の注意点を学ぶ場を設定する等、情報モラル教育の充実に努める。

6 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること
いじめられた児童生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでい

- る状態が少なくとも3か月継続していること
- (2) いじめられた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- いじめられた児童生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

第5章 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより本校に在籍する児童生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより本校に在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められたとき。【いじめ防止対策推進法第28条①】

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに岩手県教育委員会に報告する。
- (2) 児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

3 重大事態の調査

- (1) 学校が調査の主体となる場合
- 岩手県教育委員会の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- ①重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ防止対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- ②調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者（学校運営協議会委員等）の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- ③調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ④調査結果を岩手県教育委員会に報告する。
- ⑤いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。ただし、関係者の個人情報には配慮する。
- ⑥いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- ⑦「いじめ防止対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

(2) 岩手県教育委員会が調査の主体となる場合

岩手県教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

第6章 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の4点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価し、改善にあたる。

- いじめの未然防止に関すること
- いじめの早期発見に関すること
- いじめの対応に関すること
- 学校いじめ防止基本方針の周知に関すること

第7章 その他

1 校務の効率化

教職員が児童生徒と向き合い、いじめ防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

2 家庭や地域との連携について

いじめ防止等に係る方針及び取り組みについて、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

〈いじめにかかわる相談窓口〉

- ・ 24時間子供SOSダイヤル(県教委) 0120-0-78310 (24時間、無料)
- ・ ふれあい相談電話(総合教育センター) . . . 0198-27-2331
(平日9:00~17:00、有料)
- ・ 子どもの人権110番(盛岡法務局) 0120-007-110
(平日8:30~17:15、無料)
- ・ ヤングテレホンコーナー(岩手県警察本部少年サポートセンター)
. 019-651-7867
(平日9:00~17:45、有料)
- ・ チャイルドライン(チャイルドライン支援センター)
. 0120-99-7777
(月~土16:00~21:00、無料)